

保存版 災害時に備え、家族みんなが分かる場所に置いておきましょう。

～御前崎市では、平成30年5月7日に静岡県弁護士会と平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する協定を締結しました。～

御前崎市版

静岡県弁護士会ニュース 〈災害時Q & A集〉

困ったときの窓口編



静岡支部 054-252-0008
浜松支部 053-455-3009
沼津支部 055-931-1848

※ 本書面の情報は平成30年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

<https://www.s-bengoshikai.com/>

1 被災者の方への支援

■ 当面の生活費をどうにかしたい

一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付（緊急小口資金）が受けられる可能性があります。

詳しくは御前崎市社会福祉協議会の地域福祉係まで。

御前崎市社会福祉協議会 地域福祉係 0548-63-5294

■ 生活保護について

避難所等の避難先での申請も可能です。また、義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です（自立更生計画書が必要になる場合があります）。

■ リ災証明書とは何か。これがあるとどうなるのか

リ災証明書とは地震や風水害等の被災者から申請を受け、市町村長が家屋や事業所の被害の程度を調査・認定して発行する証明書です。全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊等に分類されます。リ災証明書は各種被災者支援を申請する際に必要になりますので、市町村長の案内に従って申請してください。

※ リ災証明書は応急危険度判定（余震等の二次被害防止のために緊急に建物の危険性を赤（危険）、黄（要注意）、緑（調査済）のステッカーで判定・表示するもの）とは異なるものです。応急危険度判定で赤（危険）と判定されても、リ災証明書の被害の程度が「全壊」判定とならない場合がございます。ご注意ください。

2 支払の問題

■ 年金や健康保険料の支払はどうなるか

東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料については、納付の期限が延長されました。

国民年金についても、支払が困難な場合は相談してください。

（国民健康保険の窓口）

御前崎市 市民課 国保年金係 0537-85-1171

御前崎市 税務課 収納推進室 0537-85-1174

（国民年金の窓口）

御前崎市 市民課 国保年金係 0537-85-1171

掛川年金事務所 0537-21-5524（代表）

■ 住宅などのローンを支払えない／新たなローンとの二重ローンが心配

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人は、被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）の利用を検討してください。自己破産と異なり、現預金500万円、各種支援金、弔慰金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。また、既存のローンの免除を受けての新たな住宅ローンによる住宅再建にもつながります。なお、制度を利用してもブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは弁護士会にお問い合わせください。

■ 公共料金はどうか

電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話・PHS等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

■ 税金の支払はどうなるか

納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。

所得税・消費税・法人税等の国税については、掛川税務署に確認を。

掛川税務署 0537-22-5141（代表）

法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税については、県の各財務事務所に確認を。

【個人事業税、不動産取得税（家屋評価業務を除く）、自動車税等】

磐田財務事務所 0538-37-2206

【法人県民税・事業税、不動産取得税（家屋評価業務）、自動車取得税等】

浜松財務事務所 053-458-7123

市民税・固定資産税・軽自動車税などの市税については、御前崎市税務課に確認を。

【市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税】

御前崎市 税務課 0537-85-1114

【市税の納付について納税相談】

御前崎市 税務課 収納推進室 0537-85-1174

3 保険・共済の問題

■ 地震特約があるから、生命保険金は出ないか

東日本大震災の際は、生命保険各社は地震特約を適用しないことに決めたそうです。保険金が支払われる可能性がありますので、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。

なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、以下に問い合わせしてみてください。

（社）生命保険協会 静岡地方事務室 054-253-5712

■ 地震・津波で自動車が壊れてしまった

車両保険は、原則として、地震・噴火・（地震、噴火が原因の）津波による災害による損害は補償対象外とされています。

特約がある場合には一定額が補償される可能性がありますので、平時のうちから保険の内容を確認しておくとう安心です。ご不明な場合は、保険会社に確認を。

■ 火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金はもらえないか

保険金は支払われませんが、保険（共済）によっては、火災保険に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社、共済に確認してみるべきです。

なお、どこの保険会社と契約しているか分からないときは、以下に問い合わせしてみてください。

・災害救助法が適用された地域の方は、

「自然災害損保契約照会センター」 0570-001-830（ナビダイヤル）へ

・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ

4 紛失物の問題

■ 本人確認できる証明書（免許証、旅券、マイナンバーカード、保険証など）がなくなってしまった。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか

住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。

まずは御前崎市・市民課（0537-85-1117）へ。

運転免許証は、静岡県西部運転免許センター（053-587-2000）や菊川警察署（0537-36-0110）で再発行手続きをしてください。

また、保険証が手元になくても、保険診療は受けられます。

■ 権利証の紛失など

不動産の権利証を紛失しても権利を失うことはありませんのでご安心を。

■ クレジットカードがなくなってしまった

各クレジット会社に紛失の連絡をし、新たなカードの発行を求めてください。

■ 銀行の通帳などがなくなってしまって、お金がおろせない。再発行してくれるのか

銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。通帳を紛失しても権利を失うことはありません。身分証明書があれば持参し、ないときはそのことも併せて相談してください。

■ 自動車がなくなってしまった（使えなくなってしまった）ので、登録を抹消したい

浜松自動車検査登録事務所（050-5540-2052）に確認を。

■ 実印や印鑑登録証がなくなってしまった

実印をなくされた場合は、印鑑登録証の廃止手続きを行ってください。印鑑登録証をなくされた場合は、印鑑証明書の交付申請ができませんので、印鑑登録証の亡失手続きを行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる官公署発行の証明書（運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど）が必要です。手続きは御前崎市・市民課（0537-85-1117）に確認してください。

5 その他

■ 免許証の有効期間が迫っている

東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

■ 会社を経営していたが、この地震・津波でやっていけなくなった

日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、いろいろな融資制度が受けられる可能性があります。

金融機関や商工会議所などに相談してみましょう。

御前崎市商工会 0537-86-2146

※ 本書面の情報は平成30年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

1 ご家族を亡くされた方への支援

● 災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

災害により、主として生計を維持していた方が亡くなった場合、500万円、その他の場合、250万円を、ご遺族に支給する制度です。

支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。もっとも、①～⑤の方がおらず、かつ亡くなった方と死亡時に同居あるいは生計を同じくしていた兄弟姉妹がいれば、その兄弟姉妹も弔慰金を受け取ることができます。具体的な金額は市が決定します。窓口は、御前崎市・福祉課(0537-85-1121)です。

● 生命保険

東日本大震災では、生命保険をかけていた方が亡くなった場合、多くの生命保険会社は保険金を支払うことを決定しました。保険会社に確認してください。

保険会社が分からない場合は、(社)生命保険協会 静岡地方事務室(054-253-5712)に確認してみてください。

● 労災保険

震災が起きた際に仕事でだった、あるいは通勤中だった方で、被害に遭われた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。

磐田労働基準監督署(0538-32-2205)が窓口になります。

● 亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった

ほとんどの金融機関で、住宅ローンを組むときに、「団体信用生命保険」という保険への加入が一般化されています。住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。住宅ローンの契約先に確認してみてください。

2 その他の色々な支援制度

● 災害障害見舞金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

災害により、生計を維持していた方が重い障害を受けた場合には250万円、それ以外の方が重い障害を受けた場合には125万円を支給する制度です。

重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両腕の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等の場合を言います。

窓口は御前崎市・福祉課(0537-85-1121)です。

● 義援金

被害の内容、程度、自治体により時期、金額は異なります。

● 自治体の宅地復旧補助金

被災したのり面、擁壁、地盤復旧に自治体独自の補助制度が設けられる例もあります(熊本市では熊本地震のときに工事費の約3分2を補助)。

● 災害救助法に基づく給付

災害救助法では、避難所の設置や食事の提供のほか、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与、災害に係った住宅の応急修理、生業に必要な資金、器具又は賃料の給与又は貸与、学用品の給与、埋葬というような支援が定められています。

例えば、学用品の給与は、災害で学用品を失った児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具、通学用品を支給します。

窓口は、県、御前崎市・福祉課(0537-85-1121)です。

● 公費解体と修理について

大規模災害の場合、全半壊家屋は、公費(無償)で解体してもらえる可能性があります(東日本大震災、熊本地震などで実施)。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために、被災度区分判定(日本建築防災協会・有料)の利用も検討してください。

修理については、災害救助法による応急修理補助(57万6000円/2016年基準)もありますが、制度利用により仮設住宅の入居資格を失う可能性もあります。

● 被災者生活再建支援制度

自然災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯(賃借人も対象です)に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する制度です。二つの支援金が支給されます(震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。)。使途の制限はありません。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) ※ 賃貸は、公営住宅を借りた場合は除く

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸
支給額	200万円	100万円	50万円

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることになります。一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後、建設により、合計して200万円になるまで支給されます。住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯が対象になります。

「全壊等」とは、住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる場合を含みます。申請先は御前崎市・福祉課(0537-85-1121)です。

3 災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の差押禁止について

災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金として支給された金銭は、差押禁止財産とされています。

例えば破産手続においては、これらの金銭を債権者への支払に充てることをせずに、手元に残すことができるようになります。

なお、そのためには、手元の金銭が、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金であることが分かなければなりません。

そこで、可能であれば、借金等をしていない金融機関に、日常使用している口座とは別の口座を作り、これらの金銭だけで管理をしておくようにしてください。差押禁止の意味等についてお聞きになりたい方は、遠慮なく、弁護士相談をご利用ください。

4 労働関係に関する支援

● 雇用調整助成金制度(事業者の方への支援)

休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成する制度です。

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金が利用できる可能性があります。

助成金を受給するには、事前に休業等実施計画届けを提出する等の支給要件を満たす必要があります。

お近くの公共職業安定所(ハローワーク)にご相談ください。

ハローワーク掛川 0537-22-4185

● 雇用保険の失業等給付制度による支援(お勤めの方への支援)

労働者の方が失業して、給料を得ることができなくなった場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する制度です。お近くの公共職業安定所(ハローワーク)が窓口です。

なお、東日本大震災では、①事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方は、実際に離職していなくても、失業手当を受給することができたり、②同様に、事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後に再雇用されることが予定されていても、失業等給付を受給することができるなどの特例措置が取られています。

5 ご家族が行方不明の場合

● 死亡認定制度

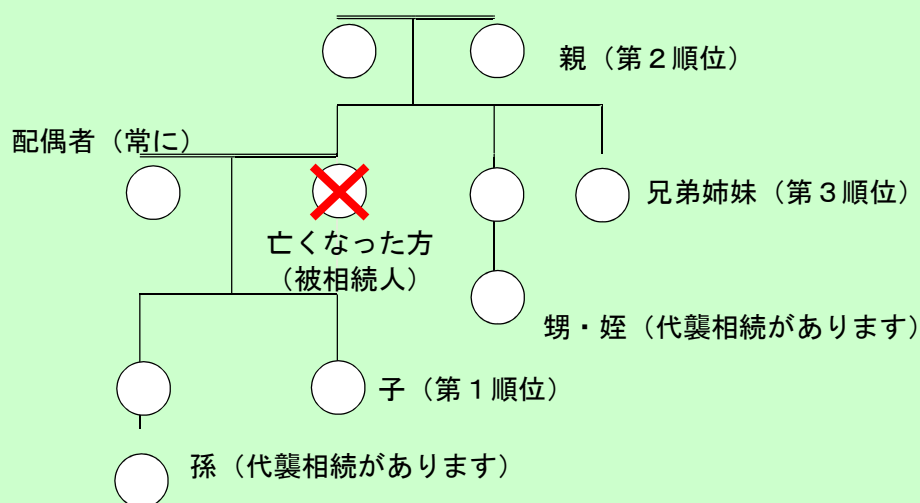
津波等の災害が去った際、状況から、亡くなっている可能性が極めて高い場合に、官公署の認定により、死亡を推定する制度です。警察等が死亡の報告をすることで、戸籍上、死亡したものとするができます。

● 失踪宣告制度

津波等の危難が去った後、1年間生死不明である場合に、裁判所の決定により、死亡したものとみなす制度です。これにより、死亡に基づく支給が発生し、相続が開始します。仮に、実際には生きていたという場合には、失踪宣告を取り消す手続をとる必要があります。

※ 本書面の情報は平成30年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

ご家族が亡くなると、自動的に相続が開始します。相続問題について、よくあるご相談をまとめました。

Q 1 誰が相続するの？

亡くなった方を「被相続人」、相続する方を「相続人」と言います。配偶者（夫・妻）がいれば、配偶者は必ず相続人になります。子がいれば子が、子がいないければ親が、親もいなければ兄弟姉妹が、配偶者とともに相続人になります。子同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。相続発生前に、子が亡くなっている場合、子に子（孫）がいれば、孫が子に代わって相続します（代襲相続）。子が亡くなっている場合、孫やひ孫・・・（どこまでも繰り下がります）がない場合に、親が相続人になります。兄弟姉妹の中で、被相続人より先に亡くなっている方がいて、その方に子がいれば、その子も代襲相続をしますが、兄弟姉妹の場合は、代襲するのは子（甥・姪）までです。

Q 2 どんな割合で相続するの？

配偶者はいるが、子どもも親も兄弟姉妹もない → 配偶者が全部
配偶者と子 → 配偶者が1/2・子どもが1/2
（子が2人なら、1/4ずつ）
配偶者と親 → 配偶者が2/3、親が1/3
（両親ともいれば、1/6ずつ）
配偶者と兄弟姉妹 → 配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4
（兄弟が3人いれば、1/12ずつ）

Q 3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続では、現金、預貯金や土地などの財産・権利も、借金などの負債・義務も、どちらも相続することになります。

Q 4 必ず、相続はしなければいけないの？

相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。

- 1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
- 2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
- 3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の負債・義務を受け継ぐ

Q 5 いつまでに、三つから選べばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき（Q8参照）から、3ヶ月の熟慮期間内に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。

Q 6 3ヶ月以内に何もしないとどうなるの？

3ヶ月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純承認したものとされますが、3ヶ月を過ぎてもあきらめずに弁護士会にご相談ください。

Q 7 気をつけることがありますか？

財産の一部を使ったり、相続の対象となる負債を支払うと、単純承認をしたことになる可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財産を使用したり、債務を支払ったりしないように気をつけてください。例外がありますので、弁護士会にご相談ください。

Q 8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこと？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であることを知ったときです。しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に負債があることを知ったときは、そのときに相続の開始があったことを知ったときとされる可能性があります。弁護士会等にご相談ください。

Q 9 3ヶ月以内に決められないときはどうしたらいいの？

大規模災害では、ご家族が亡くなったことは分かっても、財産のすべてを把握することができなかつたり、ある程度把握はできていても、相続するのか、放棄するのかを決められないということが十分に考えられます。その場合、3ヶ月の熟慮期間を伸ばすことができます。

Q 10 3ヶ月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

相続が開始したことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所に対して、熟慮期間の伸長の申立をしなければなりません。

**Q 11 期間伸長の申立には、いくらかかるの？
どんな書類が必要なの？**

800円分の収入印紙、80円切手5枚と10円切手3枚がかかります。ただし、支部によって異なる場合があります。被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申立をする相続人の戸籍謄本が必要です。申し立てる方によって、ほかに書類が必要になる場合があります。書類が集まらない場合、とりあえず申立をして、後で書類を出すということもできます。裁判所にご相談ください。

Q 12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立をすれば良いの？

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です（郵送も可）。

＜最後の住所地が御前崎市の方＞

浜岡地区の方 → 静岡家庭裁判所掛川支部
0537-22-3036

御前崎地区の方 → 静岡家庭裁判所島田出張所
0547-37-1630

＜それ以外＞

静岡市の方 → 静岡家庭裁判所
054-903-8269

沼津・三島・御殿場・裾野の各市・ → 静岡家庭裁判所沼津支部
駿東郡・伊豆市・伊豆の国市・函南町の方 055-931-6641

富士市・富士宮市の方 → 静岡家庭裁判所富士支部
0545-52-0386

下田市・賀茂郡の方 → 静岡家庭裁判所下田支部
0558-22-0161

浜松・磐田・袋井・湖西の各市の方 → 静岡家庭裁判所浜松支部
053-453-2414

掛川市・菊川市・周智郡（森町）の方 → 静岡家庭裁判所掛川支部
0537-22-3036

熱海市・伊東市の方 → 静岡家庭裁判所熱海出張所
0557-81-2989

島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・ → 静岡家庭裁判所島田出張所
榛原郡（吉田町・川根本町）の方 0547-37-1630

Q 13 どのくらい熟慮期間を伸ばせるの？

どのくらいの期間伸ばすかは、裁判所が裁量で決めます。場合によっては、半年、1年、それ以上の期間伸長が認められる場合もあります。

Q 14 期間伸長後、注意すること何ですか？

期間の伸長が認められた場合には、その期間内に、放棄、単純承認、限定承認を決めなければなりません。その期間内に決められないときは、再度、期間を伸長する申立をしてください。忘れると、相続放棄が認められなくなってしまいます。